

平成21年3月9日

株 主 各 位

本 店 大阪市中央区南船場一丁目17番26号
東 京 本 部 東京都新宿区新小川町4番1号

株式会社 ア プ ラ ス

取締役社長 クラーク・ダグラス・グラニンジャー

臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

今回の臨時株主総会には「定款一部変更の件（1）」を議案として上程いたしますが、本議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

また、B種優先株主様による種類株主総会、C種優先株主様による種類株主総会、F種優先株主様による種類株主総会およびG種優先株主様による種類株主総会におきまして、別途会社法上必要とされるご決議をいただく予定です。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会それぞれの各議案につき賛否をご表示の上、平成21年3月23日（月曜日）午後5時30分までに当社に到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年3月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
新生銀行本店1階 新生ホール

3. 株主総会の目的事項

【臨時株主総会】

報 告 事 項 資本構成の再構築の背景

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件（1） |
| 第2号議案 | 募集株式の募集事項の決定の取締役会への委任の件 |
| 第3号議案 | 自己株式取得の件 |
| 第4号議案 | 定款一部変更の件（2） |

【普通株主様による種類株主総会】

議 案 定款一部変更の件

4. 代理人によるご出席の場合

代理人が株主総会に出席される場合、その代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.aplus.co.jp>）において掲載することにより、お知らせいたします。

報 告 事 項

【資本構成の再構築の背景】

当社は、株式会社新生銀行グループにおける消費者向けファイナンスの主要な子会社として、先進的なITインフラを構築し、競争力のある優れた金融サービスを提供する、今までにない全く新しいタイプの信販会社を目指しております。

平成16年9月、当社は、株式会社新生銀行と全面的な業務・資本提携を行い、消費者金融事業をはじめとする高収益事業のウェイトアップ、回収力強化、調達コストの低減などの基本方針を定め、収益基盤の拡大・安定化や資本増強による財務基盤の強化に努めてまいりました。

平成18年に、グレーゾーン金利の撤廃や総量規制が盛り込まれた「貸金業の規制等に関する法律」の改正法案成立や、「特定商取引に関する法律」に基づく規制強化など、当業界を取り巻く経営環境が次第に変化したことを受け、平成19年1月、それまでの事業モデルを見直すとともに、収益構造・コスト構造を抜本的に見直す経営変革プランを発表いたしました。これにより、厳正な与信基準に基づく良質債権の積み上げや厳格な加盟店管理に基づく取引条件の見直し、組織のスリム化・フラット化、営業拠点の集約、希望退職の実施など、他社に先駆けて経営環境の変化に対応する基盤整備に取り組んでまいりました。

足下では、景気悪化に伴う信用収縮が一段と強まる中、インフラ整備や商品戦略の改善を背景に、優れた金融サービスを提供する基本機能を強化し、お客さまや加盟店の多様なニーズへの的確な対応に努めております。これにより、信販会社の社会的責任として、加盟店を通じた円滑な信用供与により中小企業を中心とした加盟店のニーズに応え支援するとともに、人々の豊かな暮らしづくりに貢献することを目指しております。

このように、株式会社新生銀行との全面提携以降、当社は、強固な財務基盤を背景に、状況に応じた迅速かつ柔軟な対応策を講じており、収益力は飛躍的に改善しております。

しかしながら、当社を取り巻く経営環境につきましては、貸金業法の改正や特定商取引法・割賦販売法の改正など、ここ数年において規制強化の流れが加速し、消費者保護への厳正な対応が求められ、業界の垣根を越えた再編の動きなどと相俟って、一段と厳しさを増しております。これに加え、昨今、世界的な金融問題に端を発した景気の急速な悪化が、個人消費の落ち込みや企業収益の減少、雇用情勢の急速な悪化など、国内経済全般に波及し、当業

界におけるマーケット構造は、平成16年9月の株式会社新生銀行との全面提携時には想定もしなかったスピードで、劇的に変化しております。

このような状況下においても、当社の基本的戦略の方向性には一切変更はなく、お客さまや加盟店のニーズに応じた的確な対応に努める所存であります。現下の経営環境に鑑み、株式会社新生銀行と協議した結果、急速な変化に対応し、スキルとインフラの改善やマーケティング戦略の改善を推進することで提携先に優れた金融サービスを提供する戦略プランをより着実に遂行するには、さらなる資本構成の再構築が必要との判断に至ったものであります。

具体的には、株式会社新生銀行との全面提携後の平成17年2月に発行したD種優先株式の一部を取得・消却すること、および、その取得原資とするため、株式会社新生銀行を割当先として、新たな優先株式の発行による第三者割当増資の実施を検討しております。

なお、株式会社新生銀行に対して割当てるH種優先株式の募集株式数については、当社が取得するD種優先株式の数と同数とすることを前提として、株式会社新生銀行と協議中であります。

当社が取得を予定しておりますD種優先株式は、未払配当金が将来にわたり繰越される累積型であり、また、現時点で年率4%の配当率が平成24年4月以降は増加するという配当条件となっております。一方、発行を予定しておりますH種優先株式は、配当が非累積型であるほか、当初配当率は年率1.5%であり、その後の配当率の増加は平成28年4月以降に設定されております。このため、今回、D種優先株式を取得・消却するとともに、当社に有利な発行条件で新たにH種優先株式を株式会社新生銀行に割当てることにより、不透明な経営環境下、株式会社新生銀行との連携を一段と強化することは、当社が安定的な資本構成を裏づけとした事業展開を図ることを可能とし、企業価値の拡大に資するものであり、株主の皆様利益につながるものと考えております。また、これにより、資本政策の柔軟性が高まるとともに、着実な戦略プランの遂行のために、今まで以上に迅速かつ的確な意思決定や経営戦略の立案が可能になるものと考えております。

株主の皆様には、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

臨時株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（1）

1. 変更の理由

- (1) 報告事項にお示ししましたとおり、経営環境が急速に変化する中、資本構成の再構築を図り、安定的な資本構成を裏づけとした事業展開により、より着実に戦略プランを遂行することを目的に、新種の優先株式（H種優先株式）の発行を予定しておりますが、H種優先株式の発行を可能とするために、新たな株式の種類としてH種優先株式を追加し、H種優先株式に関する規定を新設するほか所要の変更を行うものであります。（変更定款案第7条、第13条の3、第13条の4、第13条の5、第13条の6、第13条の7および第13条の8）
- (2) 本議案は、第3号議案「自己株式取得の件」が承認されること、ならびに普通株主様による種類株主総会、B種優先株主様による種類株主総会、C種優先株主様による種類株主総会、F種優先株主様による種類株主総会およびG種優先株主様による種類株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件とします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更定款案
第2章 株 式	第2章 株 式
第7条 （発行可能種類株式総数） 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式については 1,225,396,072株 2. B種優先株式については 10,000,000株 3. C種優先株式については 15,000,000株 4. D種優先株式については 49,000,000株 5. E種優先株式については 70,500,000株 6. F種優先株式については 10,000,000株 7. G種優先株式については 25,000,000株 <u>（新設）</u>	第7条 （発行可能種類株式総数） 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式については 1,225,396,072株 2. B種優先株式については 10,000,000株 3. C種優先株式については 15,000,000株 4. D種優先株式については 49,000,000株 5. E種優先株式については 70,500,000株 6. F種優先株式については 10,000,000株 7. G種優先株式については 25,000,000株 8. <u>H種優先株式については</u> <u>40,500,000株</u>

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p>
<p>第13条の3 (D種優先株式) (省略) (D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、E種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)若しくはE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)、F種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)若しくはF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)及びG種優先株式を有する株主(以下「G種優先株主」という。)若しくはG種優先株式の登録株式質権者(以下「G種優先登録株式質権者」という。)又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。</p> <p style="text-align: center;">~ (省略)</p> <p>2. ~ 12. (省略)</p>	<p>第13条の3 (D種優先株式) (現行のとおり) (D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、E種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)若しくはE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)、F種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)若しくはF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)、G種優先株式を有する株主(以下「G種優先株主」という。)若しくはG種優先株式の登録株式質権者(以下「G種優先登録株式質権者」という。)及びH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)若しくはH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。</p> <p style="text-align: center;">~ (現行のとおり)</p> <p>2. ~ 12. (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>第13条の4 (E種優先株式) (省略) (E種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、F種優先株主若しくはF種優先登録株式質権者及びG種優先株主若しくはG種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式を除く。以下、上記普通株式及び各種類株式を総称して「E種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号に定める金額の期末配当(以下「E種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>~ (省略) 2. ~ 12. (省略)</p>	<p>第13条の4 (E種優先株式) (現行のとおり) (E種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、F種優先株主若しくはF種優先登録株式質権者、G種優先株主若しくはG種優先登録株式質権者及びH種優先株主若しくはH種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式を除く。以下、上記普通株式及び各種類株式を総称して「E種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号に定める金額の期末配当(以下「E種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>~ (現行のとおり) 2. ~ 12. (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>第13条の5 (F種優先株式) (省略) (F種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「F種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるF種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のF種優先配当金の支払いは、F種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>(省略) 2. ~ 13. (省略)</p>	<p>第13条の5 (F種優先株式) (現行のとおり) (F種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「F種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるF種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のF種優先配当金の支払いは、F種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>(現行のとおり) 2. ~ 13. (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>第13条の6 (G種優先株式) (省略) (G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>(省略) 2. ~ 13. (省略)</p>	<p>第13条の6 (G種優先株式) (現行のとおり) (G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>(現行のとおり) 2. ~ 13. (現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第13条の7 (H種優先株式)</u> <u>当会社の発行するH種優先株式の内容は、次のとおりとする。</u> <u>(H種優先配当金)</u> 1. <u>当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</u> — <u>2009年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。</u> <u>2009年4月1日(同日を含む。)から2016年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、2,000円(以下「H種清算価値」という。)に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p>2016年4月1日以降に終了する各事業年度の未日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、H種清算価値にH種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>「H種優先株式増加配当率」とは、(i)当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下、本項において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（又はその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii) 1.5%からH種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（又はその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.））を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「H種発行日スワップ・レート」という。）を差し引いた率、及び(iii)1.5%を合計した率とする。ただし、H種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>

現行定款	変更定款案
	<p>(非累積条項)</p> <p>2. <u>ある事業年度において、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がH種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。</u></p> <p>(非参加条項)</p> <p>3. <u>H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、H種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>4. <u>当会社は、第37条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「H種優先中間配当金」という。)を行う。</u></p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5. <u>当会社の残余財産を分配するときは、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、H種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株につき、(i)H種清算価値、(ii)H種最終配当金額(以下に定義)、及び(iii)2016年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、H種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、H種最終配当金額及びH種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>— <u>H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対しては、前号の他、残余財産の分配は行わない。</u> <u>(議決権)</u></p> <p>6. <u>H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでH種優先株式500株当たり1議決権を有する。</u> <u>(株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等)</u></p> <p>7. <u>当会社は、法令に定める場合を除き、H種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。</u> <u>当会社は、H種優先株主に対し、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。</u> <u>(H種優先株式の取得)</u></p> <p>8. <u>当会社は、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時に降いつても、H種優先株式を取得することができる。</u> <u>(当会社の普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p>9. <u>H種優先株主は、2011年3月1日以降いつても、下記条件により、その有するH種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p>— 前号の請求に基づく当社によるH種優先株式の取得と引換えに、当社がH種優先株主に交付すべき当社の普通株式数は、当該H種優先株主が取得請求のために提出したH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額（以下に定義）で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(1) H種優先株式交付価額 当初のH種優先株式交付価額は、当社にH種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格（以下、本項において「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする。）の単純平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のH種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>

現行定款	変更定款案
	<p>(2) <u>H種優先株式交付価額の調整</u> (1) <u>下記の算式で計算するとH種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも（発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。）、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、H種優先株式交付価額は以下に従い減額される（以下、このように減額されたH種優先株式交付価額を「調整後H種優先株式交付価額」という。）。ただし、調整後H種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> $\text{調整後H種優先株式交付価額} = \frac{\text{調整前H種優先株式交付価額} \times \text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時間}}}{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数}}$ <p><u>上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその同様の権利が全て行使されたと仮定した場合（当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p>上記算式における「当会社の受領対価」とは、当会社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味する。</p> <p>上記算式における「時価」とは、(i)当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後H種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、又は(ii)当会社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する当会社の普通株式の公正な時価を意味する。</p>

現行定款	変更定款案
	<p>(ロ) <u>新株予約権等の発行</u> <u>当社が当会社の普通株式を</u> <u>対象とする新株予約権、当会</u> <u>社の普通株式の交付と引換え</u> <u>に取得される証券（権利）若</u> <u>しくは取得させることができ</u> <u>る証券（権利）、又はその他</u> <u>同様の権利を発行又は交付す</u> <u>る場合、かかる発行又は交付</u> <u>を、当該新株予約権、当会</u> <u>社の普通株式の交付と引換えに</u> <u>取得される証券（権利）若し</u> <u>しくは取得させることができ</u> <u>る証券（権利）、又はその他同</u> <u>様の権利の行使により発行可</u> <u>能若しくは交付可能な当会</u> <u>社の普通株式の発行又は交付</u> <u>であるとみなし、これらの権利</u> <u>により当初条件に従い発行又</u> <u>は交付可能な数の当会社の普</u> <u>通株式が、かかる新株予約</u> <u>権、当会社の普通株式の交付</u> <u>と引換えに取得される証券</u> <u>（権利）若しくは取得させる</u> <u>ことができる証券（権利）、</u> <u>又はその他同様の権利の発行</u> <u>日若しくは交付日に発行又は</u> <u>交付されたものとみなす。</u></p> <p>(ハ) <u>株式分割</u> <u>当会社の普通株式の分割がな</u> <u>された場合、上記算式にかか</u> <u>わらず、H種優先株式交付価</u> <u>額は、当該株式分割に係る基</u> <u>準日（基準日を定めない場合</u> <u>には効力発生日）の直前に本</u> <u>項に基づくH種優先株式の取</u> <u>得請求が行われていたと仮定</u> <u>した場合にH種優先株主が保</u> <u>有することになる数の当会</u> <u>社の普通株式を、H種優先株主</u> <u>が本項に基づく取得請求によ</u> <u>り交付を受けることができ</u> <u>るように適切に調整される。か</u> <u>かる調整は、当該株式分割に</u> <u>係る基準日（基準日を定め</u> <u>ない場合には効力発生日）の翌</u> <u>日に行われる。</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p>(二) <u>配当その他の分配</u> <u>当社が、当社の普通株式</u> <u>に関し、配当を支払い又は普</u> <u>通株主に対してその他の分配</u> <u>を行った場合(ただし、株式</u> <u>分割及び株式配当を除</u> <u>く。)、H種優先株式交付価</u> <u>額は、かかる配当の1株当</u> <u>り金額(又は現金以外による</u> <u>配当若しくは分配の場合に</u> <u>は、当社の取締役会で合理</u> <u>的に決定された当該配当及び</u> <u>分配の1株当たりの公正市場</u> <u>価格)に相当する額を減額さ</u> <u>れる。</u></p> <p>(ホ) <u>その他当社の取締役会が定</u> <u>める調整</u> <u>本号(2)(イ)乃至(ニ)で規定さ</u> <u>れている調整に加え、(i)合</u> <u>併、減資、自己株式の取得、</u> <u>若しくは当社の普通株式の</u> <u>併合、(ii)当社の普通株式</u> <u>数の変更、若しくは当社の</u> <u>普通株式数の変更の可能性を</u> <u>生ぜしめる事由の発生、又は</u> <u>(iii)H種優先株式交付価額</u> <u>を調整すべき事由が2つ以上</u> <u>相接して発生し、一方の事由</u> <u>に基づく調整後H種優先株式</u> <u>交付価額の算出に関して使用</u> <u>すべき時価が、他方の事由に</u> <u>よって影響されているとみな</u> <u>される場合のうちいずれかが</u> <u>発生した場合には、当社の</u> <u>取締役会が適当と判断するH</u> <u>種優先株式交付価額に調整さ</u> <u>れるものとする。</u></p> <p>(ハ) <u>解釈</u> <u>本項に不明瞭な点がある場</u> <u>合、又はH種優先株式交付価</u> <u>額が調整されることとされて</u> <u>いない何らかの事象の発生に</u> <u>関連して当社の取締役会が</u> <u>H種優先株式交付価額を調整</u> <u>することが公正であると誠意</u> <u>をもって考える場合、当社の</u> <u>取締役会は、本項の目的に</u> <u>照らし、公平かつ均衡である</u> <u>と妥当に判断したときにH種</u> <u>優先株式交付価額を調整する</u> <u>権利を有するものとする。</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p>(当会社の普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>10. 当社は、2012年4月1日(同日を含む。)から2014年3月31日(同日を含む。)までの期間、当会社の取締役会決議により定める日をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額で除した数の当会社の普通株式を交付することができる。ただし、当会社の普通株式の時価(上記通知の送付日付で前項第2号(2)(1)に定めるところに従い計算されたもの。)がその時点で有効なH種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。</p> <p>— H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。 (金銭を対価とする取得条項)</p> <p>11. 当社は、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</p>

現 行 定 款	変更定款案
	<p>「H種優先株式取得価格」とは、(i)H種清算価値、(ii)H種最終配当金額、及び(iii)2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。</p> <p>「H種最終配当金額」とは、(i)取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii)取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p>

現行定款	変更定款案
	<p>「H種早期取得費」とは、 <u>(i) H種清算価値に、(ii) H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) として Telerate Systems スクリーン 17143 ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)</u> (ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (円LIBOR (360日ベース)) として Telerate Systems スクリーン 3750 ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。) (なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。) を乗じた額に、(iii) 取得日から2016年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>— <u>H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。</u> <u>（金銭を対価とする取得請求権）</u></p> <p>12. <u>株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当会社が取得できるよう、当会社に対し請求することができる。</u></p> <p>— <u>前号に係る取得価格は、1株につき当該請求によって行われるH種優先株式の取得日に有効なH種優先株式取得価格に相当する額とする。</u> <u>（優先配当金の除斥期間）</u></p> <p>13. <u>第38条の規定は、H種優先配当金及びH種優先中間配当金についてこれを準用する。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>第13条の7 (優先順位) B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。 なお、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式及びE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はF種優先株式及びG種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。F種優先株式及びG種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>	<p>第13条の8 (優先順位) B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。 なお、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式及びE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はF種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。F種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>

第2号議案 募集株式の募集事項の決定の取締役会への委任の件

経営環境が急速に変化する中、資本構成の再構築を図り、安定的な資本構成を裏づけとした事業展開により、より着実に戦略プランを遂行することを目的に、新たにH種優先株式を引き受ける者の募集をすることを可能といたしたく、以下の要領により募集事項の決定を当社取締役会に委任することについてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件(1)」および第3号議案「自己株式取得の件」が承認されること、ならびに普通株主様による種類株主総会、B種優先株主様による種類株主総会、C種優先株主様による種類株主総会、F種優先株主様による種類株主総会およびG種優先株主様による種類株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件とします。

1. 募集株式の種類および数の上限

株式会社アプラスH種優先株式(以下「H種優先株式」という。)
40,500,000株
(H種優先株式の内容については第1号議案「定款一部変更の件(1)」をご参照ください。)

2. 払込金額

1株につき 金2,000円

3. 特に有利な払込金額で募集株式を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

報告事項にお示ししましたとおり、経営環境が急速に変化する中、当社は資本構成の再構築を図り、安定的な資本構成を裏づけとした事業展開により、より着実に戦略プランを遂行することを目的に、優先株式を株式会社新生銀行に対して第三者割当により発行することを検討しており、株式会社新生銀行に対して割当てる募集株式数については、第3号議案「自己株式取得の件」をご承認いただいた場合に当社が取得するD種優先株式の数と同数とすることを前提として、現在、株式会社新生銀行と協議中であります。なお、上記払込金額につきましては、所定の条件に基づき算出したH種優先株式の理論価格の範囲を参考に決定いたしました。適正な価格設定を行うための諸条件を確定することやかかる諸条件を完全に反映した価格の算出は困難であり、その有利性を完全に否定するのは難しいため、株主総会での特別決議をお願いするものであります。

第3号議案 自己株式取得の件

経営環境が急速に変化する中、資本構成の再構築を図り、安定的な資本構成を裏づけとした事業展開により、より着実に戦略プランを遂行することを目的に、会社法第156条第1項の規定に基づき、以下の1.ないし3.に記載の要領で自己株式を取得することについてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件(1)」および第2号議案「募集株式の募集事項の決定の取締役会への委任の件」が承認されること、ならびに普通株主様による種類株主総会、B種優先株主様による種類株主総会、C種優先株主様による種類株主総会、F種優先株主様による種類株主総会およびG種優先株主様による種類株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件とします。

1. 取得する株式の種類および数
株式会社アプラスD種優先株式 40,500,000株(上限)
2. 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容およびその総額
金銭 83,000,000,000円(上限)
3. 株式を取得することができる期間
平成21年3月25日から平成22年3月24日まで

第4号議案 定款一部変更の件(2)

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)附則第6条第1項の定めにより、当社は同法の施行日において、いわゆる株券の電子化に伴い、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされています。このため、現行定款第8条(株券の発行)および第9条第2項(単元未満株券の不発行)の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、その他条数の繰上げおよび条文の形式的な整備等を行うものであります。
(変更定款案第8条~第37条、附則第1条および第2条)
- (2) 金融商品取引法第24条の4の7の規定に合わせ、一部語句の変更を行うものであります。(変更定款案第12条の3第11項)

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更定款案
第2章 株 式	第2章 株 式
<p><u>第8条 (株券の発行)</u> <u>当社は、全部の種類株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第9条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) (省略)</p> <p>2. <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第10条 (単元未満株式についての権利) <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>第8条 (単元株式数) (現行のとおり) <u>(削除)</u></p> <p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>

現行定款	変更定款案
<p>1.～3. (省略)</p> <p>第11条 (株主名簿管理人) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において取り扱わない。</p> <p>第12条 (株式取扱規則) 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>1.～3. (現行のとおり)</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において取り扱わない。</p> <p>第11条 (株式取扱規則) 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第2章の2 優先株式</p>	<p>第2章の2 優先株式</p>
<p>第13条 (B種優先株式) (省略) (B種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>当会社は、第37条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>第12条 (B種優先株式) (現行のとおり) (B種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>当会社は、第36条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>(現行のとおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>2.～9. (省略) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>10. 第38条の規定は、B種優先配当金及びB種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第13条の2 (C種優先株式) (省略) (C種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてC種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「C種優先配当金」という。)を行う。 当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきC種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「C種優先中間配当金」という。)を行う。</p>	<p>2.～9. (現行のとおり) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>10. 第37条の規定は、B種優先配当金及びB種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第12条の2 (C種優先株式) (現行のとおり) (C種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてC種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「C種優先配当金」という。)を行う。 当社は、第36条に定める中間配当を行うときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきC種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「C種優先中間配当金」という。)を行う。</p>
<p>2.～9. (省略) (省略) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>10. 第38条の規定は、C種優先配当金及びC種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第13条の3 (D種優先株式) (省略) (D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対</p>	<p>2.～9. (現行のとおり) (現行のとおり) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>10. 第37条の規定は、C種優先配当金及びC種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第12条の3 (D種優先株式) (現行のとおり) (D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対</p>

現行定款	変更定款案
<p>し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、E種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）若しくはE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）、F種優先株式を有する株主（以下「F種優先株主」という。）若しくはF種優先株式の登録株式質権者（以下「F種優先登録株式質権者」という。）、G種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）若しくはG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）及びH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）若しくはH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号の金額の期末配当（以下「D種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>当会社は、第37条に定める中間配当を行う場合、D種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>（省略）</p> <p>2.～10. （省略）</p> <p>（株主による取得請求及び当該取得と引換えに交付される普通株式又は金銭）</p> <p>11. 当会社の、ある事業年度末若しくは中間期末における純資産額が560億円を下回り、かかる事実を示す当該事業年度末若しくは中間期末における財務諸表が決算短信若しくは</p>	<p>し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、E種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）若しくはE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）、F種優先株式を有する株主（以下「F種優先株主」という。）若しくはF種優先株式の登録株式質権者（以下「F種優先登録株式質権者」という。）、G種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）若しくはG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）及びH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）若しくはH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号の金額の期末配当（以下「D種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>当会社は、第36条に定める中間配当を行う場合、D種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>2.～10. （現行のとおり）</p> <p>（株主による取得請求及び当該取得と引換えに交付される普通株式又は金銭）</p> <p>11. 当会社の、ある事業年度末若しくは第2四半期末における純資産額が560億円を下回り、かかる事実を示す当該事業年度末若しくは第2四半期末における財務諸表が決算短</p>

現行定款	変更定款案
<p>中間決算短信において公表された場合には、D種優先株主は、当該財務諸表の公表後30日以内、又は、当該事業年度末若しくは中間期末から90日以内に決算短信若しくは中間決算短信が公表されなかった場合には、当該90日の経過後30日以内（以下本項において上記各期間を「請求期間」という。）に、当会社に対して通知をすることにより、当会社に対して、法律によって許容される範囲で、当会社の選択により（ ）D種優先株式を取得し当該取得と引換えに普通株式を交付すること、又は（ii）D種優先株式を取得し当該取得と引換えに金銭を交付すること、のいずれかを行うことを請求することができる。</p>	<p>信若しくは第2四半期決算短信において公表された場合には、D種優先株主は、当該財務諸表の公表後30日以内、又は、当該事業年度末若しくは第2四半期末から90日以内に決算短信若しくは第2四半期決算短信が公表されなかった場合には、当該90日の経過後30日以内（以下本項において上記各期間を「請求期間」という。）に、当会社に対して通知をすることにより、当会社に対して、法律によって許容される範囲で、当会社の選択により（ ）D種優先株式を取得し当該取得と引換えに普通株式を交付すること、又は（ii）D種優先株式を取得し当該取得と引換えに金銭を交付すること、のいずれかを行うことを請求することができる。</p>
<p>～ （省略） （優先配当金の除斥期間）</p>	<p>～ （現行のとおり） （優先配当金の除斥期間）</p>
<p>12. 第38条の規定は、D種優先配当金及びD種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>	<p>12. 第37条の規定は、D種優先配当金及びD種優先中間配当金についてこれを準用する。</p>
<p>第13条の4 （E種優先株式） （省略） （E種優先配当金）</p>	<p>第12条の4 （E種優先株式） （現行のとおり） （E種優先配当金）</p>
<p>1. 当会社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、F種優先株主若しくはF種優先登録株式質権者、G種優先株主若しくはG種優先登録株式質権者及びH種優先株主若しくはH種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式を除く。以下、上記普</p>	<p>1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、F種優先株主若しくはF種優先登録株式質権者、G種優先株主若しくはG種優先登録株式質権者及びH種優先株主若しくはH種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式を除く。以下、上記普</p>

現行定款	変更定款案
<p>通株式及び各種類株式を総称して「E種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号に定める金額の期末配当(以下「E種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>当会社は、第37条に定める中間配当を行う場合、E種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきE種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「E種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>～ 2.～11. (省略) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>12. 第38条の規定は、E種優先配当金及びE種優先中間配当金についてこれを準用する。 (F種優先株式) (省略) (F種優先配当金)</p> <p>第13条の5</p> <p>1. 当会社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「F種優先配当金」</p>	<p>通株式及び各種類株式を総称して「E種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号に定める金額の期末配当(以下「E種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>当会社は、第36条に定める中間配当を行う場合、E種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきE種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「E種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>～ 2.～11. (現行のとおり) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>12. 第37条の規定は、E種優先配当金及びE種優先中間配当金についてこれを準用する。 (F種優先株式) (現行のとおり) (F種優先配当金)</p> <p>第12条の5</p> <p>1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「F種優先配当金」</p>

現行定款	変更定款案
<p>という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるF種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のF種優先配当金の支払いは、F種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>(省略)</p> <p>2.~3. (省略)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>4. 当社は、第37条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株式に劣後する株式を有する株主又はF種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきF種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「F種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>5.~12. (省略)</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第38条の規定は、F種優先配当金及びF種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第13条の6 (G種優先株式)</p> <p>(省略)</p> <p>(G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びH種優先株式を除く。以</p>	<p>という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるF種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のF種優先配当金の支払いは、F種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>2.~3. (現行のとおり)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>4. 当社は、第36条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているF種優先株式に劣後する株式を有する株主又はF種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきF種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「F種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>5.~12. (現行のとおり)</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第37条の規定は、F種優先配当金及びF種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第12条の6 (G種優先株式)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びH種優先株式を除く。以</p>

現行定款	変更定款案
<p>下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>(省略)</p> <p>2.~3. (省略) (優先中間配当金)</p> <p>4. 当会社は、第37条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきG種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「G種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>5.~12. (省略) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第38条の規定は、G種優先配当金及びG種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第13条の7 (H種優先株式) (省略) (H種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若</p>	<p>下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>2.~3. (現行のとおり) (優先中間配当金)</p> <p>4. 当会社は、第36条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきG種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「G種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>5.~12. (現行のとおり) (優先配当金の除斥期間)</p> <p>13. 第37条の規定は、G種優先配当金及びG種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第12条の7 (H種優先株式) (現行のとおり) (H種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若</p>

現行定款	変更定款案
<p>しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式」に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>（省略）</p> <p>2.～3. （省略） （優先中間配当金）</p> <p>4. 当社は、第37条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>5.～12. （省略） （優先配当金の除斥期間）</p> <p>13. 第38条の規定は、H種優先配当金及びH種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第13条の8 （省略）</p>	<p>しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式」に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>2.～3. （現行のとおり） （優先中間配当金）</p> <p>4. 当社は、第36条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>5.～12. （現行のとおり） （優先配当金の除斥期間）</p> <p>13. 第37条の規定は、H種優先配当金及びH種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第12条の8 （現行のとおり）</p>

現行定款	変更定款案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>第14条～第21条（省略） 第22条（種類株主総会） 第14条、第16条、第18条乃至第21条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. 第15条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>4. 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>	<p>第13条～第20条（現行のとおり） 第21条（種類株主総会） 第13条、第15条、第17条乃至第20条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. 第14条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>4. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第23条～第29条（省略）	第22条～第28条（現行のとおり）
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
第30条～第35条（省略）	第29条～第34条（現行のとおり）
第6章 計算	第6章 計算
<p>第36条～第38条（省略）</p> <p><u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第35条～第37条（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>

（注）現行定款として記載しておりますのは、第1号議案「定款一部変更の件（1）」が承認され、普通株主様による種類株主総会、B種優先株主様による種類株主総会、C種優先株主様による種類株主総会、F種優先株主様による種類株主総会およびG種優先株主様による種類株主総会において「定款一部変更の件」が承認された場合の、変更後の内容であります。

以上

普通株主様による種類株主総会参考書類

議 案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 報告事項にお示ししましたとおり、経営環境が急速に変化する中、資本構成の再構築を図り、安定的な資本構成を裏づけとした事業展開により、より着実に戦略プランを遂行することを目的に、新種の優先株式（H種優先株式）の発行を予定しておりますが、H種優先株式の発行を可能とするために、新たな株式の種類としてH種優先株式を追加し、H種優先株式に関する規定を新設するほか所要の変更を行うものであります。（変更定款案第7条、第13条の3、第13条の4、第13条の5、第13条の6、第13条の7および第13条の8）
- (2) 本議案は、臨時株主総会第1号議案「定款一部変更の件（1）」および同第3号議案「自己株式取得の件」が承認されること、ならびにB種優先株主様による種類株主総会、C種優先株主様による種類株主総会、F種優先株主様による種類株主総会およびG種優先株主様による種類株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件とします。

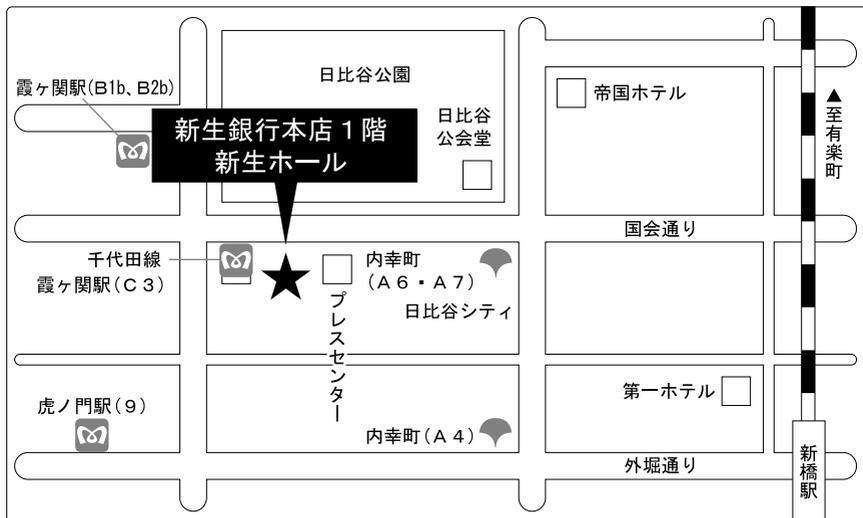
2. 変更の内容

変更の内容は、臨時株主総会参考書類の第1号議案「定款一部変更の件（1）」「2. 変更の内容」に記載のとおりであります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 8 号
 新生銀行本店 1 階新生ホール



東京メトロ	丸ノ内線・千代田線・日比谷線	霞ヶ関駅	C 3 出口	徒歩約 4 分
	丸ノ内線・千代田線	"	B 1b 出口	徒歩約 8 分
	日比谷線	"	B 2b 出口	徒歩約 8 分
	銀座線	虎ノ門駅	9 番出口	徒歩約 7 分
都営	三田線	内幸町駅	A 7 出口	徒歩約 5 分
		新橋駅	西口	徒歩約 10 分
J R				

会場には駐車場がございませんので、最寄りの交通機関をご利用の上、ご来場賜りますようお願い申し上げます。